

内務官僚の「中正なる国家」構想―治安維持法と労働組合法案を中心に―

第一次世界大戦後の国内外の諸変化は、社会的多数として労働者の登場を招き、被支配階級の者が「体制的中間層」として現れるきっかけをもたらした。そこで体制側は新しい天皇制国家の支配秩序再編のため、「中間派」労働組合が体制へ自発的に同化していく政策を積極的に推進して行かざるを得なくなったのである。民衆による体制への自発的な同化のために最も重要な役割を果たしたのが、「共同体国家」における「日常生活共同態」への同一化意識であった。それに加え、近代「政治国家」の論理整合性としての平等概念と、その社会的具現体なる資本主義的な合理性に基づいた労働政策は、「中間派」労働組合に「体制的中間層」としての自意識を与え、自ら国家への同化の道を歩ませた。このような「中正なる国家」構想は日本民族と日本国家の淵源たる国体に集約され、天皇の下で国家への同化意識を一層強めた。そういった意味において内務省を中心にした「大正官僚」の新しい国家像としての「中正なる国家」構想を明らかにする作業は、明治維新以降、今日にいたる「近代国家」日本を絶対主義国家論と国民国家論の両レベルから統一的にとらえることを可能にする。したがって、本稿は「近代国家」日本を絶対主義国家論と国民国家論の両レベルから一つの貫いた理論体系のなかで説明するための具体的な論理と史実を提供することにより、「近代国家」日本の内在的矛盾を明らかにすることを目標とする。

そのため本稿では、第一章で第一次世界大戦後における天皇制国家の支配秩序再編構想をめぐって、内務省を中心にした「大正官僚」の「中正なる国家」構想について検討する。第二章では、第一次世界大戦後、国家支配秩序の維持・再編のため、最も警戒しなければならぬ存在として認識された社会主義と労働運動に対する内務官僚の認識や、国家政策によって触発された日本労働総同盟の「体制的中間層」としての自意識を明らかにする。第三章では、国体護持のために階級闘争の全否定を内容とする治安維持法を内務官僚の新しい国家支配秩序再編という視座から再検証する。第四章では、関東大震災以降、労働運動界における変化を「現実化・大衆化」への方向転換ととらえた内務省社会局官僚が、ILO問題への対応とともに日本労働総同盟の健全化に向う情勢作りの一角として出している労働組合法案について論じる。

近代国家学としての政治学や法学を身につけた「大正官僚」は、第一次世界大戦の戦勝国としての英国からは議会政治による政治的安定を、敗戦国から以前の世界的地位に復帰したドイツからは社会民主主義路線に沿った社会政策による社会安定を学んだのである。それに加え「大正官僚」は、ロシア革命に影響された社会主義運動や、階級意識に基づいた労働運動に対する取り締まりが、資本主義的支配秩序を保つために何より必要であることに気づいた。「大正官僚」にとって、「平等」を実現するために要求された合理的な国家政策は、労働問題を人道上の恩恵の問題ではなく、労資どちらにも偏しない政策として立案し、社会全体の共存共栄と国民経済の進歩発達を期するものにならなければならなかった。

「中正なる国家」構想を国家論のレベルにおいて示したのが永井亨である。永井は国体を権力論から切り離し、国家形成の根底になっている「社会」とつなげ、「国家を基礎づけ淵源づけているもの」「共同体国家」と定義した。一方、国家権力の構成や発動の仕組みを政体と定義し、「一国の社会、国民の結合を政治的に又法律的に制度づけた」「政治国家」と結び付けた。国体の再解釈よって、永井は「君主国体」（＝天皇）の下による民主政体の国民国家を建てようとしたのである。これが「大正官僚」の新しい国家構想としての「中正なる国家」、すなわち日本的近代国民国家である。

新しい治安政策は、反体制運動そのものよりもその前提としての思想の「浸潤」を防禦することが体制にとって重要と考えられ、自然の秩序たる国体の変革をくわだてるものは自然の破壊者として厳罰に処することを骨格に構想された。しかし、二五年の段階では国体の絶対性・不変性に関する異論の提起はできないものの、資本主義経済体制に基づいた近代「政治国家」体制としての私有財産制度と、「共同体国家」における自然の秩序たる国体は等価値のものとして認められた。これは、近代合理性に基づいた「政治国家」と日本特有の「共同体国家」を結合させようと追求してきた内務官僚が中心になり、治安維持法を成立させたからである。

一九二七年四月に成立した田中義一内閣は、対外積極政策を推進する場合、第三インターナショナルによる日本国内社会主義運動への諸影響に対する警戒や、国際化しつつある国内の社会主義者の動きを取り締まれる法体系の強化を必要とした。そこで内務官僚に反対し、治安維持法をより厳しく改正しようとする司法官僚の鈴木喜三郎―山岡萬之助の内務大臣―警保局長就任の人事が断行された。二人は社会主義思想と運動に対する警戒だけでなく、日本的価値観に否定的な「米英流の考へ方」までも同法の取り締まりの対象にし

よつとしたのである。

内務官僚が「政治国家」と「共同体国家」を同じレベルで構想していたことに比べ、司法官僚は「共同体国家」における自然の秩序たる国体に重きを置き、社会主義者だけではなく、自然の秩序を乱す「米英流の考へ方」を退け、共同体的秩序たる「日常生活共同態」への帰依を図つたのである。田中内閣は対外積極政策の推進によつて予想される国内社会主義運動の活性化に対する弾圧と、米英的価値観に代わる日本的価値観の実現に向けて、司法官僚鈴木一山岡の内務省入り人事を断行し、三・一五事件を謀り、緊急勅令による治安維持法の改正を行ったのである。

社会局官僚は、関東大震災以降の労働運動が「現実化・大衆化」の方向へ向つていくとの認識の上、日本労働総同盟の健全化に向つ情勢作りの一角として労働組合法案を提出した。それに加え、同法案提出のもう一つの背景にはILO問題への対応が見え隠れしている。

国際労働機構に送る日本の労働代表選出方式では労働組合を本位とし、組合員一千人につき一票の割合で投票権を与える政策がとられ、総同盟の鈴木文治が代表に選ばれた。以来、総同盟は議会を否認していた乱暴な態度を改めて無産政党を造つて合理的な方法により自己の権利を主張するようになった、と添田敬一郎によつて評されるほど自ら「体制的中間層」としての自意識を持ち、国家へ同化されていく道を歩み始めたのである。

日本の労働代表を労働組合から選んだ以上、現存する労働組合を法認し、国家の設定した秩序の中に労働運動のエネルギーをとどめ、最終的には「中間派」労働組合の「体制的中間層」意識に基づいて、国家の秩序を守る担い手を作りあげるための労働組合法案の準備作業が、社会局を中心に行われたが、同法案は成立しなかった。社会局官僚は国際労働機構に送る労働代表選出方式の変更により、「中間派」労働組合に「体制的中間層」意識を与えることに成功したが、資本主義国家体制における労資間の階級妥協を導き出すことはできなかった。

以後、一九二九年九月浜口内閣により、国運発展のために、全国民が責任を負担しつる社会政策を推進していく目的で設置された社会政策審議会において同法案は諮問され、審議された。審議会には自発的な「体制的中間層」意識を促すための政策構想はもはや存在しなかった。ただ、「日常生活共同態」としての国家に国民としての責任を負担することが要求されていた。

審議会では主に「組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ス」と、労働組合の政治

行動や労働協約に関することが議論された。前者に関しては条文は残ったものの、解雇された場合「解雇ソノモノハ無効ニアラサルモ」雇主には「給料ヲ支払フ程度ノ賠償責任ノ責」があると結論付けられた。一方、後者について当局は、労働組合の団体的行動を監督・取り締まることを表明しており、特に労働組合の政治的行動に対しては、治安維持法を適用する考えを漏らしている。

第一次世界大戦後における国内外の諸変化にふさわしい天皇制国家として国家全体の幸福を唱え構想された日本の近代国民国家体制は、一九三〇年代半ば以降の諸状況の中、戦争遂行のための「合理的」な国家総動員ができる統制国家体制へと移行し、国民と国家に不幸をもたらした。その原因は、日本特有の社会事情たる国体を護持するための階級闘争の全否定と、健全労働組合の育成による「中間派」労働組合の体制内への取り込み政策を核心的な内容とする「中正なる国家」構想の矛盾（＝近代階級国家の内在的矛盾）にある。